

◎佐賀県条例第40号

佐賀県手数料条例及び佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(佐賀県手数料条例の一部改正)

第1条 佐賀県手数料条例（平成12年佐賀県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前					改正後				
別表第1（第2条関係）					別表第1（第2条関係）				
事務	納付義務者	手数料		納付時期	事務	納付義務者	手数料		納付時期
		名称	額				名称	額	
1～88 略					1～88 略				
89 旅券法（昭和26年法律第267号）第20条第1項第1号、第2号又は第3号に規定する一般旅券の発給に係る事務	略		2,000円	略	89 旅券法（昭和26年法律第267号）第20条第1項第1号、第2号又は第3号に規定する一般旅券の発給に係る事務	略	2,000円_（ <u>旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合にあっては、4,000円</u> ）	略	
90 略					90 略				
91及び92 削除					91から96まで 削除				
<u>93 旅券法第20条第1項第5</u>	<u>一般旅券の査証欄</u>	<u>一般旅券査証</u>	<u>500円</u>	<u>旅券交付のと</u>					

改正前					改正後
号に規定する 一般旅券の査 証欄の増補に 係る事務	の増補を 受けよう とする者	欄増補 手数料		き	
94から96まで 削除					
97～494 略					97～494 略
備考 略					備考 略

(佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第2条 佐賀県事務処理の特例に関する条例（平成12年佐賀県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
(市町等が処理する事務の範囲等)		(市町等が処理する事務の範囲等)	
第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町又は広域連合が処理することとする。		第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町又は広域連合が処理することとする。	
事務	市町又は広域連合	事務	市町又は広域連合
1・1の2 略		1・1の2 略	
1の3 旅券法（昭和26年法律第267号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（別に知事が定めるものを除く。） (1) 略 (2) 法第8条第1項（法第9条第3項、第10条第4項及び第12条第3項において準用する場合を含む。）の規定によ	略	1の3 旅券法（昭和26年法律第267号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（別に知事が定めるものを除く。） (1) 略 (2) 法第8条第1項（法第9条第3項及び第10条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、一般旅券を	略

改正前		改正後	
り、一般旅券を交付すること。		交付すること。	
(3) 略		(3) 略	
<u>(4) 法第12条第1項の規定による一般旅券の査証欄の増補の申請を受理すること。</u>			
(5)～(7) 略		<u>(4)～(6)</u> 略	
2～30 略		2～30 略	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年3月27日から施行する。
(佐賀県手数料条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 旅券法の一部を改正する法律(令和4年法律第33号)附則第3条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法による改正前の旅券法(昭和26年法律第267号)第20条第1項第5号に規定する一般旅券の査証欄の増補事務に係る手数料については、第1条の規定による改正前の佐賀県手数料条例別表第1第93号の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。
- 3 第1条の規定による改正後の佐賀県手数料条例別表第1第89号の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされた発給の申請に基づいて発行された一般旅券が旅券法の一部を改正する法律による改正後の旅券法第18条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定によりその効力を失った場合について適用し、施行日前にされた発給の申請に基づいて発行された一般旅券が同項(同号に係る部分に限る。)の規定によりその効力を失った場合については、なお従前の例による。
(佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 この条例の施行の際現に市町長に対しされている旅券法の一部を改正する法律による改正前の旅券法第12条第1項の規定による一般旅券の査証欄の増補の申請に係る事務については、なお従前の例による。